

運転経歴に係る証明書助成利用の取扱い

令和8年4月1日
公益社団法人宮城県トラック協会

1. 目的

公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、事業用貨物自動車運転者の指導および適切な配置のため、雇用している運転者の運転経歴に係る証明書を取得した場合、その費用を助成することにより、事故の未然防止に資することを目的とする。

2. 助成対象者

助成対象者は、貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)に雇用されている運転免許所有者及び新規採用予定者であり、運転業務に従事する者とする。

3. 助成対象証明書及び助成金額

助成対象となる証明書は、令和8年度の次に示すものとする。
運転経歴に係る証明書 800円(全額助成)

4. 申請方法等

運転経歴に係る証明書交付申請書及び同委任状に必要な事項を記入・押印の上、自動車安全運転センター(仙台市泉区)に提出すること。

1事業者あたりの助成人数は、宮ト協に届出している車両台数(会員名簿の登載車両台数)と同数を上限とする。

なお、予算額に達した場合はその時点で受付終了とする。

5. 助成金の返還

宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

また、この規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。